

2026年日本ラリー選手権規定

※下線部：変更箇所

2026年規定	2025年規定
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 目 的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、<u>2026年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。 第2条～第5条 （略）	第1条 目 的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、<u>2025年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。 第2条～第5条 （略）
第2章 全日本選手権	第2章 全日本選手権
第6条 （略） 第7条 参加車両 1. 当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とする。 1) R R N : ラリーR R N車両 2) R J : ラリーR J 車両 3) R P N : ラリーR P N車両。同一車両型式の最も古いJ A F登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。 4) A E : ラリーA E車両 2. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、R R Nを除くF I A公認車両。 3. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくA S N公認または承認車両。 <u>4. 全ての参加車両は以下の条件をすべて満たさなければならない</u>	第6条 （略） 第7条 参加車両 1. 当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、<u>6点式のF I A公認安全ベルトを装備していること。</u> 1) R R N : ラリーR R N車両 2) R J : ラリーR J 車両 3) R P N : ラリーR P N車両。同一車両型式の最も古いJ A F登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。 4) A E : ラリーA E車両 2. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、R R Nを除くF I A公認車両。 3. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくA S N公認または承認車両。

- 1) 当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等に掲載されている車両全高を車両全幅で割った数値が、1.04未満であること。
- 2) アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置していること。
- 3) 6点式のFIA公認安全ベルトを装備していること。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	<u>気筒容積が2,500ccを超える4輪駆動とし、RRNを除くFIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両</u>
クラス2 (JN-2) ※1	<u>気筒容積が2,500cc以下で2輪駆動の、RRN車両、FIA公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両</u> <u>※2026年における暫定措置</u> <u>当該クラス単独で、同年日本ラリー選手権規定第4条1.に定める成立台数に満たない場合は、競技会ごとにクラス1と統合する。</u>
クラス3 (JN-3) ※2	<u>気筒容積が2,500ccを超えるRJおよび気筒容積区別なしのRRN</u>
クラス4 (JN-4) ※3	<u>気筒容積が1,500ccを超え2,500cc以下のRJ、RPN</u>
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1,500cc以下のRJ、RPN(AT車含む)
環境対応 クラス	駆動方式を問わず、気筒容積が2,500cc以下のAE

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	RRNを除くFIA公認車両および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両
クラス2 (JN-2)	<u>気筒容積が2,500ccを超えるRJおよび気筒容積区別なしのRRN</u>
クラス3 (JN-3)	<u>気筒容積が1,500ccを超え2,500cc以下の後輪駆動のRJ、RPN</u>
クラス4 (JN-4)	<u>気筒容積が1,500ccを超え2,500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のRJ、RPN</u>
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1,500cc以下のRJ、RPN(AT車含む)
環境対応 クラス	駆動方式を問わず、気筒容積が2,500cc以下のAE

(J N - X)		(J N - X)	
第 9 条 参加資格		第 9 条 参加資格	
1. <u>競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。</u> 2. <u>参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、J A F 発給の競技運転者許可証を有する者は参加者を兼ねることができる。</u> 3. <u>全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後 1 年以上経過していなければならない。ただし、ドライバーもしくはコ・ドライバーのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2 回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。</u>		全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後 1 年以上経過していなければならない。ただし、ドライバーもしくはコ・ドライバーのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2 回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。	
第 10 条～第 11 条 (略)		第 10 条～第 11 条 (略)	
第 3 章 地方選手権		第 3 章 地方選手権	
第 12 条～第 16 条 (略)		第 12 条～第 16 条 (略)	
第 4 章 一般規定		第 4 章 一般規定	
第 17 条～第 18 条 (略)		第 17 条～第 18 条 (略)	
第 19 条 参加申し込み者に対する参加拒否 オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して参加を拒否することができるが、この場合 3 日以内に当該理由を付して J A F に報告しなければならない。		第 19 条 参加申し込み者に対する参加拒否 オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して<u>理由を示すことなく</u>参加を拒否することができるが、この場合 3 日以内に当該理由を付して J A F に報告しなければならない。	
第 20 条～第 22 条 (略)		第 20 条～第 22 条 (略)	
第 5 章 規則の施行		第 5 章 規則の施行	
第 23 条 (略)		第 23 条 (略)	

第 24 条 本規定の施行 本規定は、<u>2026</u> 年 1 月 1 日から施行する。 以上	第 24 条 本規定の施行 本規定は、<u>2025</u> 年 1 月 1 日から施行する。 以上
---	---